トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校
【学童クラブ】利用者募集要項

令和７年(2025 年)度利用申請用

〇当募集要項をよくご確認のうえご申請ください。

目次

Ⅰ_学童クラブとは 1
Ⅱ_保育料等について 3
Ⅲ_利用要件、指数等について 4
Ⅳ_利用申請の流れについて 9
Ⅴ_申請書類について 14
Ⅵ_学童クラブ利用開始後について 17
Ⅶ_学童クラブQ＆A 18

一括受付期間（4月中に利用開始を希望する方が対象）

	受付期間	受付場所及び受付時間
第1期申請受付	令和6年11月15日(金)から 令和6年**12月23日(月)**まで	**トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校** 【月～土】12時～19時（日、祝日を除く） ※上記時間帯でも不在の場合があります。 ご来訪前にご一報をお願いいたします。 ※区立学童クラブ・区役所総合窓口では 受付いたしません。保護者の方が直接 施設にご提出ください。 **※電子申請は承っておりません。**
第1期審査結果通知	令和7年1月31日(金)	
第2期申請受付 (定員に空きがある場合のみ)	令和7年2月1日(土)から 令和7年2月10日(月)まで	
第2期審査結果通知	令和7年2月下旬から3月上旬	

問い合わせ先

トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校

電話番号：03-3375-0228
住所：東京都中野区弥生町2-10-1-201

運営法人：株式会社セリオ

家族を笑顔に！
serio

学童クラブ利用案内の令和7年度の主な変更点

〇学校の生活時程に合わせ、利用要件の「放課後の起点とする時間」を1、2年生は14時30分、3年生は15時15分にしました。「放課後の起点とする時間」の変更に伴い、「早退とする時間」を1、2年生は16時30分、3年生は17時15分にしました。【4、5ページ参照】

〇学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となり、申請時に滞納している場合も申請ができない旨を記載しました。【5ページ参照】

〇通勤時間の考え方を見直し、徒歩等の基準時間を削除しました。【6ページ参照】

〇学童クラブを早退する場合の調整指数を新設しました。【7ページ参照】

〇特別支援児童として調整指数の加点となる具体的な内容を記載しました。【7ページ参照】

〇就労証明書を国が定める標準的な様式に変更しました。自営業、事業主、フリーランスの方等が作成していた就労状況申告書をなくし、就労証明書に様式を統一しました。【添付文書】

Ⅰ　学童クラブとは

1　学童クラブの概要

〇学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、**子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。**

2　利用期間

〇令和7年4月1日～令和8年3月31日

利用は1年毎の申請（年度単位の利用）となります。**現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。**

受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（1か月以上）の利用もできます。

3　学童クラブ開設日、お休み

（1）開設日時

区分	時間
月曜日～金曜日	放課後～**20時**
土曜日、学校休業日	8時～**20時**

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ 18時～20時に帰る場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。

（2）学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他（株）セリオが必要と認めた日

4　定員

〇 40名

5　学童クラブへの行き帰りについて

〇学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、**利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人の方のお迎えが必要です。**

〇学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。

〇障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係（03－3228－8706）にお問い合わせください。

6　おやつ、食物アレルギー等について

〇学童クラブでは利用時間内におやつ等の提供をします。**食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書にご記入ください。**利用決定後に個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

7　お弁当について

〇学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。
注文弁当も承っています。注文方法等の詳細は、ご利用決定後にお知らせいたします。
※場合によっては、注文弁当を休止する場合もございます。

8　外出について

〇学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、**再び学童クラブを利用することはできません。**

〇療育・介護等で中抜けを希望する場合は個別にご相談ください

Ⅱ　保育料等について

1　保育料

〇月額5,600円（児童一人につき）

2　納付方法

〇保育料のお支払いは、原則口座振替となります。「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替の案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。
〇新規利用開始時に、口座振替システム登録料（880円）が必要となります。

3　減額、免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※1	2人目以降　保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和6年度住民税非課税世帯※2 令和6年度就学援助受給世帯※3	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料月額2,000円

※1　減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。
※2　「住民税非課税世帯」で、令和6年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。
※3　「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分の保育料が免除となります。

4　保育料の決定

〇学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。
4月から6月は前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

5　同意書について（利用決定後に提出）

〇保育料の決定にあたっては、区が課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。
課税状況を確認するにあたり保護者の方の同意が必要となります。保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の提出が必要です。同意書の提出がない場合は減免の対象となりません。

6　令和6年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

〇令和7年4月から6月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

（1）住民税非課税世帯
前住所地発行の「令和6年度（令和5年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

（2）就学援助受給世帯
前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和6年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。
※令和7年7月以降の保育料については別途ご案内します。

Ⅲ　利用要件、指数等について

1　利用要件

〇学童クラブを利用できる要件は、後述の「2　利用できる児童」と「3　保護者の状況」のいずれにも該当し、**放課後1時間30分以上（1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降）適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする場合です。**
夏休み等の長期休業日のみの利用の場合は、朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合とします。

〇1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で－1となります。【7ページ参照】

〇保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を－1日として換算します。

〇1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。

〇上記のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満（4週で12日未満）の状

況が1か月以上続く場合は、学童クラブの利用要件を満たさないこととなるため、その月の末日をもって利用辞退となることがあります。

〇欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。

〇学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	1時間30分以上保護を必要とする時間	早退とする時間
月曜～金曜	1、2年生	14時30分	16時以降	16時30分より前
	3年生以上	15時15分	16時45分以降	17時15分より前

2 利用できる児童

〇学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（1）住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

（2）学年

小学校1年生から6年生。ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童※

※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受け、施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブ事業係（03－3228－8884）までお問い合わせください。

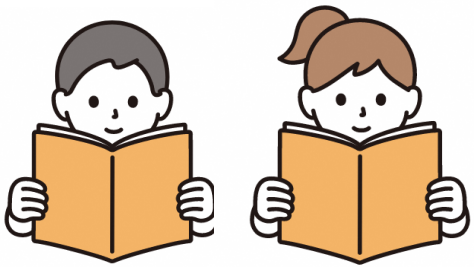

3 保護者の状況及び基準指数（中野区基準）

<table>
<tr><th colspan="3">各保護者の状況</th><th rowspan="2">指数</th></tr>
<tr><th colspan="2">類型</th><th>細目</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">就労
（月曜日から土曜日の就労状況）</td><td>勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合</td><td>20</td></tr>
<tr><td>勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が17時～18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合</td><td>18</td></tr>
<tr><td>勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が16時～17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合
※利用要件から3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。</td><td>16</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学または就労のための技能習得</td><td>類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。</td><td>就労に準ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="3">疾病</td><td>入院</td><td>1か月以上の長期入院の場合</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自宅療養</td><td>医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合</td><td>18</td></tr>
<tr><td>上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">障害
（身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）</td><td>身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合</td><td>20</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合</td><td>16</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳4級の場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護・介護等
（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当れない状況にあること。）</td><td>居宅外</td><td>類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。</td><td>就労に準ずる</td></tr>
<tr><td>居宅内</td><td>類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。</td><td>12
～16</td></tr>
<tr><td colspan="2">求職</td><td>放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="3">不存在</td><td>20</td></tr>
<tr><td colspan="4">両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用</td></tr>
</table>

○保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

○就労等の時間には通勤時間も含みます。保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間は必要に応じてこちらで再計算する場合があります。

○夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

○就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

○求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。

4　調整指数（中野区基準）

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>調整指数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">保護を必要とする日数による調整</td><td colspan="2">月曜から土曜の間に週6日の場合</td><td>＋2</td><td rowspan="5">1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週5日の場合</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週4日の場合</td><td>－2</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週3日の場合</td><td>－4</td></tr>
<tr><td>早退による調整</td><td colspan="2">1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合（1日の早退につき－1）</td><td>－1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯の状況による調整</td><td rowspan="2">ひとり親家庭の場合</td><td>1、2年生</td><td>＋4</td><td rowspan="2">単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。</td></tr>
<tr><td>3年生以上</td><td>＋2</td></tr>
<tr><td colspan="2">両親の不存在等により親族等が養育している場合</td><td>＋4</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">学年による調整</td><td colspan="2">1年生</td><td>＋2</td><td rowspan="3">特別支援児童※、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2年生</td><td>－2</td></tr>
<tr><td colspan="2">3年生</td><td>－4</td></tr>
<tr><td>特別支援児童※</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋2</td><td>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。</td></tr>
<tr><td>医療的ケア児</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋2</td><td>実施できる医療的ケアに該当する場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合
（兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）</td><td>－6</td><td>審査時の納付状況による。</td></tr>
</table>

※特別支援児童の加点は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合や特別支援学級、特別支援学校へ通所している場合です。障害等により特別な支援を要する児童については、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。必要に応じて、直接保護者にお話を伺うことや、保育園、幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に状況を確認させていただきます。また、障害の状況によっては、施設、設備の状況により希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。学童クラブの利用についてご不安がある場合は事前にご相談ください。学童クラブの対象である小学生のうち、4年生から6年生は、特別な支援を必要と認められる児童が利用することができます。

5 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

○保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月～土曜日で3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】 保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数は「－4」となる。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】 火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

○保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については4、5ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。1、2年生の場合は早退による調整で「－1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「－4」の合計「－5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分より前に帰宅する月曜は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16 時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

Ⅳ　利用申請の流れについて

1　利用申請手続きについて

○**利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。**

○**同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。**

例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

2　一括申請受付期間、受付場所等

（1）受付期間等

利用案内等配布	令和6年11月1日（金）から
第1期申請受付	令和6年11月15日（金）から令和6年12月23日（月）まで **※先着順ではありません**
第2期申請受付	令和7年2月1日（土）から令和7年2月10日（月）まで※先着順ではありません **第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。**
上記期間以外の受付	令和7年3月1日（土）から

（2）受付場所、時間

受付場所	受付時間
トレジャーキッズ☆クラブ中野新橋校	【月～土】12時～19時（日曜日、祝日を除く）
※区立学童クラブ・区役所総合窓口では受付いたしません。	
※電子申請は承っておりません。	

（3）留意点

○**一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。育児休業中に申請する方は 13 ページを参照してください。**

○不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間までにご提出ください。提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。

○転入予定の方で書類を郵送希望の方は施設にご相談ください。

○メール及びFAXで書類を受け付けることはできません。

3　申請の流れ

〇11月1日(金)からトレジャーキッズクラブ利用案内、利用申請書類を施設にて配布します。

〇中野区公設学童クラブの申請書類での申請も可能です。

（公設学童クラブの申請書類は中野区の HP からもダウンロードが可能です）

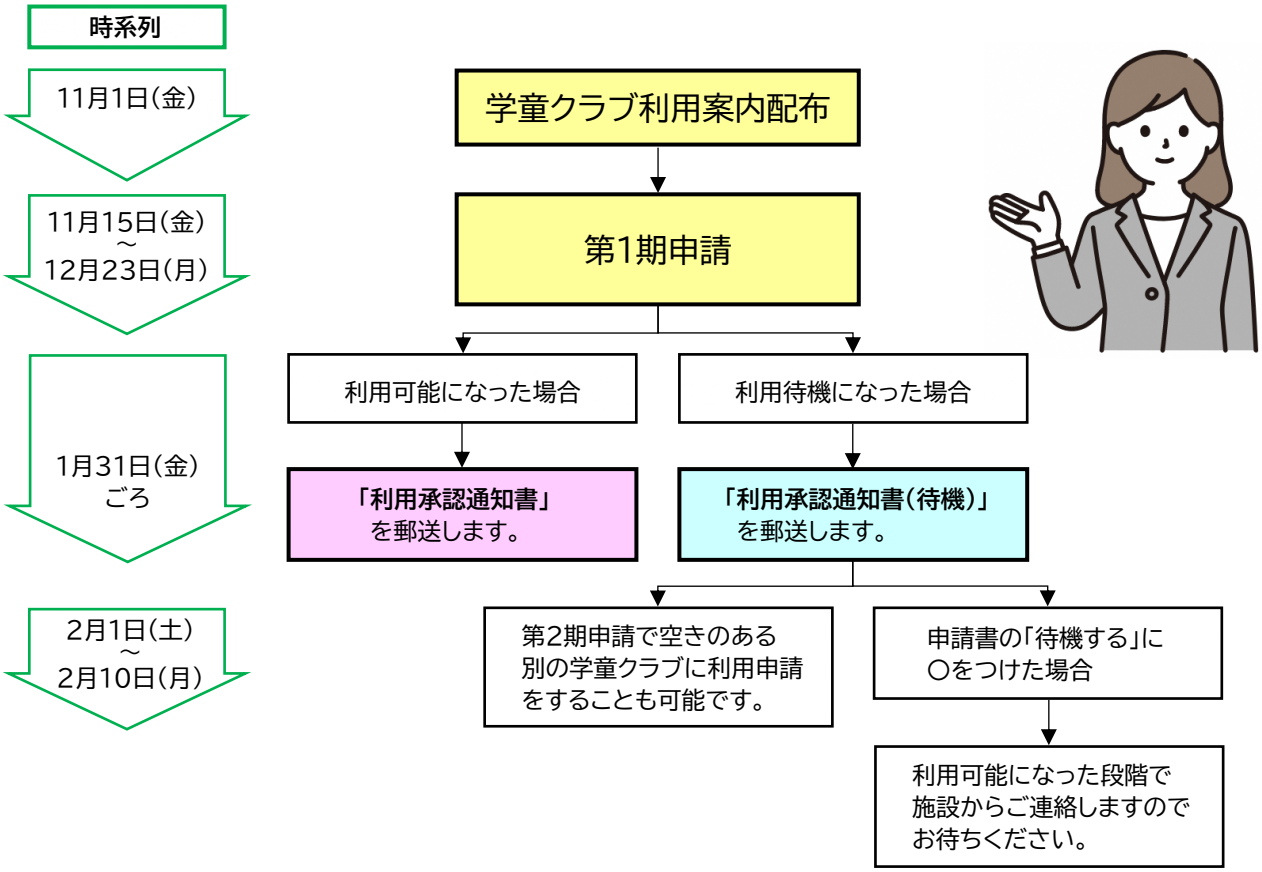

4　第1期申請【11月15日(金)から12月23日(月)まで】

（1）申請

〇11月1日(金)からトレジャーキッズクラブ利用案内、利用申請書類を施設にて配布します。

〇中野区公設学童クラブの申請書類での申請も可能です。

（公設学童クラブの申請書類は中野区の HP からもダウンロードが可能です）

〇申請にあたっては4ページ「Ⅲ　利用要件、指数等について」をご確認ください。

〇保護者の状況によりご用意いただく書類が異なります。申請書類については14ページ「Ⅴ　申請書類について」をご確認いただき、申請書類をすべて用意してからお申し込みください。**申請は先着順ではありません。**書類に不備がある場合は受け付けできません。

〇**同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。**

〇申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

（2）調査、確認

〇利用を希望する学童クラブや育成活動推進課から、保護者、保護者の方の職場へ電話確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

（3）審査

〇4ページ「Ⅲ　利用要件、指数等について」に基づいて中野区学童クラブ利用基準指数・調整指数等も参考に審査を行い、利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

〇**2年目以降にトレジャーキッズクラブ中野新橋校を継続して利用申請をした方については次年度も優先的に利用決定をいたします。**

（4）審査結果通知【1月31日(金)頃】

〇審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア）**4月1日から利用できる場合**

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

イ）**利用待機となった場合**

「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。その他欄に待機順位を記載していますのでご確認ください。次の手続きについては「5　第1期申請で「利用待機」となった場合」をご確認ください。

5　第1期申請で「利用待機」となった場合

利用申請書「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により手続きが異なります。利用申請書に記入した内容を忘れないようにご注意ください。

（1）申請書に「第2希望の学童クラブの利用を希望する」を選択した場合

〇第2希望の学童クラブに利用申請書類をお出しください。

（2）申請書に「第1希望の学童クラブが利用できるまで待機する」を選択した場合

〇利用可能になった段階で施設からご連絡します。

（3）「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の記入内容を変更したい場合

〇**2月7日(金)までにご連絡ください。**

ア）「第1希望の学童クラブが利用できるまで待機する」に変更する場合

利用可能になった段階で施設からご連絡します。

イ）空きのある学童クラブの利用を希望する場合

第2希望の学童クラブに利用申請書類をお出しください。

なお、第1期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入された方、第2希望を変更されなかった方が優先になります。

※(1)～(3)の場合も第1期申請で決定した利用待機の順位を取り消さずに申請となります。

（4）第2期審査結果通知（2月下旬から3月上旬）

ア） 第2希望の学童クラブの利用が内定した場合

「学童クラブ利用内定のお知らせ」を郵送します。**第1希望の学童クラブに「学童クラブ利用辞退届」をご提出ください。利用辞退届の提出を確認後、第2希望学童クラブの「学童クラブ利用承認通知書」を送付します。**

イ） 第2希望の学童クラブが利用できない場合

「第2希望学童クラブ利用不可のお知らせ」を送付します。**第2希望の学童クラブが利用不可の場合は、第1希望学童クラブでの待機となります。**

6 第2期申請で初めて申請する方【2月1日（土）から2月10日（月）まで】

（1）申請

〇第1期申請期間で申請をせずに、4月中に学童クラブの利用を希望する方は、2月1日（土）から2月10日（月）までの第2期申請期間で受け入れ人数に空きのある学童クラブのみ申請することができます。学童クラブの空き状況は1月31日（金）に中野区ホームページに掲載します。

〇第2期申請期間は先着順ではありませんが、第1期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入した方、第2希望を変更しなかった方が優先となります。

〇第2期申請期間では、申請書に第2希望の学童クラブを記載する必要はありません。

（2）調査、確認、審査

〇第1期申請時と同様です。

（3）審査結果通知

〇2月下旬から3月上旬に審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア） 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

イ） 利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。学童クラブの利用が可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

7 求職要件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申込みをしなかった方

〇3月1日（土）から**先着順で申請を受け付けます**。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

8　転居や指定校の変更に伴う手続きについて

〇転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに初めに申請した学童クラブにご相談ください。

9　5月1日以降の利用を希望する方

〇利用開始日の1か月前から**先着順で申請を受け付けます**。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

10　育児休業中に申請する方

〇学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。
〇5月1日までに職場復帰する場合は、第1期及び第2期申請受付期間に申請が可能です。
〇就労証明書に復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。
〇復職後は速やかに、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

11　中野区に転入予定の方

〇中野区に転入予定の方で、令和7年4月末までに住民票を異動される場合は、第1期及び第2期申請受付期間も申請が可能です。14ページに記載の書類を揃えて提出してください。

V　申請書類について

1　申請に必要な書類

	保護者の状況 ＼ 申請に必要な書類※	就労	就労（変則）	就労（自営等）	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書※				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書（区様式）※					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○		

※申請に必要な書類は区ホームページからもダウンロードできます。

「申出書」及び「診断書（区様式）」は本利用案内には添付していません。必要な場合は区ホームページからダウンロードするか、施設までお申し出ください。

【URL】
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kodomo/gakusyu/r6gakudoriyo.html

▲区 HP

（1）学童クラブ利用申請書

○児童1人につき1部ご提出ください。

（2）就労証明書

○勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記載要領をご確認ください。

○採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

○4月1日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。

○自営等の方はご自身で記入していただき、（4）（5）の書類をご準備ください。

（3）勤務実績表等

○変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近3か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

（4）就労等実績申出書

〇就労（自営業、事業主、フリーランス等）の方は直近3か月分の就労実態を記入してください。

〇看護、介護をしている方は直近3か月分の看護等の状況を就労等実績申出書に記入してください。

（5）その他証明書

〇自営業、事業主、フリーランス等の方は、仕事の内容、仕事量が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は16ページ「2　会社経営、自営、個人事業主の方へ」をご確認ください。

〇看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。

〇求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類（ハローワークカードの写し、不採用通知）など状況のわかるものを添付してください。

（6）申出書

〇ご自身でご記入ください。

（7）在学証明書、カリキュラム等

〇在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。

（8）診断書

〇区の様式による診断書を添付してください。

（9）障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

〇障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

（10）その他

〇書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。

〇申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。

〇保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。

〇兄弟姉妹で申請する場合は、学童クラブ利用申請書以外は原本1部、他はコピーの提出でかまいません。

〇令和7年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。

〇離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

2　会社経営、自営、個人事業主の方へ

〇ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

〇例えば、下表のような、事業主の名前、開設している所在地などが明記された証明書の写しや、 仕事の内容や時間などがわかるものです。

〇契約の写しがない場合は、契約内容、業務時間が示されているメール等の写しを提出してください。

〇原則、直近3か月分の証明が必要です。

仕事の種類、形態等	添付書類
飲食店を開業している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し及び営業時間の載っているチラシなど
美容院、理容院等を開業している	保健所等が発行している確認証の写し及び営業時間が載っているチラシなど
個人経営の医療機関や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し及び診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し及び会社のチラシなど
ピアノ教室、塾などを開業している	教室の案内書など事業に関わる時間がわかるもの
事業、仕事を個人で請け負っている	契約の写し及び受注票など業務時間がわかるもの
フリーライター、執筆業、漫画家、翻訳家、研究家など	契約の写し及び執筆した書籍、記事などで、署名、日付が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し及びシフト表など
Webデザイナー	受注票など、HPの場合は、個人の住所、名前が明記されているもの

3　育児休業の場合

〇**育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。**

〇利用の申請をする場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。

〇5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。

〇就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらいます。

〇復職後は速かにご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。

Ⅵ　学童クラブ利用開始後について

1　年度途中の審査及び利用状況の確認について

〇利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となることがあります。

〇利用開始後に、塾に通う等の理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となることがあります。

2　離職、求職について

〇学童クラブ利用中に離職した場合、1か月は求職要件で学童クラブを利用できます。なお、離職した月は利用できる1か月に含みません。離職の翌月の初日から１か月になります。

3　転居や指定校の変更に伴う手続きについて

〇転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに初めに申請した学童クラブにご相談ください。

4　利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

〇学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。
（届出用紙は学童クラブにあります。また、区の HP からもダウンロードが可能です）

事由	必要書類
申請事項（住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等）に変更があった時	**【学童クラブ申請事項変更届】**
学童クラブの利用を辞める時、休止（最長2か月まで）する時	**【学童クラブ利用辞退又は休止届】** ※1日も学童クラブを利用しない月の **前月10日まで**にご提出ください
※電子申請は承っておりません。	

Ⅶ　学童クラブQ＆A

Q1　学童クラブの見学はできますか。

A1　開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Q2　送り迎えは必要ですか。【2ページ参照】

A2　18時までに帰宅する場合は、お迎えの必要はありません。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。18時より前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です（お迎えの有無はあらかじめ連絡帳等でご連絡ください）。

Q3　学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。

A3　入学後しばらくは学童クラブの職員が学校までお迎えに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Q4　指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。【13ページ参照】

A4　希望する学校区内の学童クラブに申請していただき、指定校変更申立の結果により変更したい場合は、速やかに申請した学童クラブにご連絡ください。

Q5　保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A5　保育園と学童クラブでは入会審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Q6　利用申請書は郵送で提出できますか。【9ページ参照】

A6　郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合のみにさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いします。